第一次行政改革プラン (素案)

平成 年 月 山陽小野田市

目次

1	はじめに	1
2	位置付けと計画期間	2
	(1) 位置付け	2
	(2) 計画期間	2
3	これまでの取組	3
	(1) 検証	3
	(2) 効果	4
	(3) 残された課題	5
4	本市を取り巻く状況	7
	(1)人口減少と少子高齢化	7
	(2) 財政状況	8
	(3)公共施設の老朽化	10
5	基本理念と基本方針	12
	(1) 基本理念	12
	(2) 基本方針	13
6	推進方法	15
	(1) 推進体制	15
	(2)推進方法(進行管理)	15
7	行動計画	16

1 はじめに

本市では、平成19年(2007年)に策定した「第一次行政改革大綱」及び「アクションプラン」に基づき、市民との協働や市民参画の推進、行政サービスの向上、健全な行財政運営といった視点で行政改革に取り組んできました。

その結果、公共施設の利便性や窓口サービスの向上、人件費や事務コストなど経費の節減が図られるなど、一定の成果を上げることができましたが、 行政改革は、ここまでやれば終わりというものではありません。

今後も、人口減少に伴う税収の減少や少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増加により、厳しい財政状況が見込まれます。また、地方分権の進展や、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの複雑化・多様化により、行政の権限や責任が拡大しています。

そのような中、将来にわたり持続可能で、市民ニーズに対応した行政サービスを提供するためには、「第一次行政改革大綱」と同様の視点に加えて、国の施策の動向や社会経済情勢の変化に沿った行政改革を、引き続き行っていく必要があります。

よって、「第一次行政改革大綱」及び「アクションプラン」の検証結果を踏まえつつ、新たな取組も取り入れながら、「第一次行政改革プラン」を新たに 策定します。

2 位置付けと計画期間

(1)位置付け

「第二次山陽小野田市総合計画」では、将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向けて設定している基本目標1から5までに加え、新たに「計画の実現に向けて」と題し、総合計画の実現を支えるものとして、行政改革や市民と連携したまちづくりに取り組むことを明らかにしています。

この「第一次行政改革プラン」は、この総合計画に基づき行政改革を推進 するために策定するものです。

(2)計画期間

「第一次行政改革大綱」の計画期間は、12年間(平成19年度(2007年度)~平成30年度(2018年度))でしたが、国・県の施策や社会情勢が急速に変化していることや、「第二次山陽小野田市総合計画」の基本計画策定が4年ごとであることを考慮し、「第一次行政改革プラン」の計画期間を平成31年度(2019年度)から平成34年度(2022年度)までの4年間とします。

3 これまでの取組

(1) 検証

「第一次行政改革プラン」策定の基礎資料とするため、平成29年度(2017年度)終了後に、「第一次行政改革大綱」及び「アクションプラン」の各取組について、検証作業を行いました。

まずは、57の取組ごとに、計画を達成したかどうかの検証を行いました。 検証結果としては、「取組が進み成果が上がった(A)」又は「ほぼ取組が進 み成果が上がった(B)」は79%でしたが、「取組は進んだが成果は不十分 (C)」又は「取組・成果とも不十分(D)」も21%ありました。「取組・成 果とも不十分(D)」となった取組は「公共施設の統廃合・民営化を含めた再 編と施設整備(改修)計画の作成」、「提案型公共サービス民営化の実施」、「ア ウトソーシング計画の作成」があります。

■「第一次行政改革大綱」の取組における計画の達成状況 (項目)

大項目	中項目	А	В	С	D	計
分権型社会 に対応した	協働と参画による行 財政運営	2	5	1	1	9
自治体のあ り方	説明責任の遂行と透 明性の向上	3	7	1	O	1 1
社会経済情勢に対政では対して対対では、対対では、対対では、対対では、対対では、対域には、対域には、対域には、対域に対し、対域に対域に対域に対し、対域に対し、対域に対し、対域に対域に対域に対し、対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対	総合計画と連動した 行政評価システムの 活用による新たな行 財政運営の構築	0	2	2	0	4
	財政健全化の推進	3	1 4	2	2	2 1
	人事制度の改革	3	3	1	0	7
	組織体制の改革	1	2	2	0	5
合計		1 2	3 3	9	3	5 7
(割合)		<mark>(21%)</mark>	<mark>(58%)</mark>	<mark>(16%)</mark>	<mark>(5%)</mark>	

A:取組が進み成果が上がった B:ほぼ取組が進み成果が上がった C:取組は進んだが成果は不十分

D:取組・成果とも不十分

また、「第一次行政改革大綱」の取組における計画の達成状況や取組の効果等を踏まえ、「第一次行政改革プラン」においても継続して取り組むべきかどうかについて検討を行いました。

その結果、「計画を達成した取組(完了)」は $\frac{7}{8}$ 、「第一次行政改革プラン」に引き続き計上する取組(継続A)」は $\frac{46}{8}$ %、「継続するが「第一次行政改革プラン」に計上しない取組(継続B)」は $\frac{46}{8}$ %、「実現できない又は効果がない取組(中止)」は $\frac{1}{8}$ %となりました。

■「第一次行政改革プラン」における取組の方向性の検討 (項目)

大項目	中項目	完了	継続A	継続B	中止	計
分権型社会に対応した	協働と参画による行 財政運営	2	4	3	0	9
自治体のあり方	説明責任の遂行と透 明性の向上	O	3	8	0	1 1
社会経済情勢に対応した行財ではある。	総合計画と連動した 行政評価システムの 活用による新たな行 財政運営の構築	0	3	1	0	4
	財政健全化の推進	1	1 3	7	0	2 1
	人事制度の改革	0	2	5	O	7
	組織体制の改革	1	1	2	1	5
合計		4	2 6	2 6	1	5 7
(割合)		<mark>(7%)</mark>	<mark>(46%)</mark>	<mark>(46%)</mark>	<mark>(1%)</mark>	

完了 : 計画を達成した取組

継続A:「第一次行政改革プラン」に引き続き計上する取組

継続B:継続するが「第一次行政改革プラン」に計上しない取組

中止 : 実現できない又は効果がない取組

(2) 効果

これまでの行政改革の取組の結果、一定の成果を上げることができました。 自治基本条例の制定等により市政への市民参画の拡大が図られたほか、様々 な行財政情報の公開やインターネットを利用した市議会の視聴等により、行 政の透明性の確保及び市民への説明責任遂行能力の向上が図られました。

また、市役所開庁時間の延長や市税等のコンビニ納付の開始等により、窓口サービスが向上しています。

さらに、人件費や事務コストなど経費の節減も図られました。定員適正化計画に基づく適正な定員管理を実施したことにより、職員数は219人減少し、平成19年度(2007年度)から平成29年度(2017年度)までの人件費削減の累計額は69億5千万円となります。

また、文化施設や体育施設など、公共施設における指定管理者制度の導入により、民間のノウハウによる施設運営が行われることで、施設の利便性が向上したほか、管理運営経費の削減が図られ、これによる平成19年度(2007年度)から平成29年度(2017年度)までの効果額は4億2千万円となります。

さらに、公金収納対策を強化したことにより、例えば、個人市民税の収納率について、平成18年度(2006年度)の90.35%が平成29年度(2017年度)には96.58%になるなど、市税(市民税・固定資産税)などの収納率が向上しました。これによる平成19年度(2007年度)から平成29年度(2017年度)までの効果額は30億7千万円となります。また、水道使用料と下水道使用料の徴収一元化による収納対策の強化や、手数料の確保や公有地の売却等による収入の確保も行われました。

(3)残された課題

公共施設の再編やアウトソーシングなどの民間活力の活用などは、取組が 不十分であり、残された大きな課題です。

現在、本市では「山陽小野田市公共施設等総合管理計画」(平成29年(2017年)3月)に基づき、公共施設の再編に取り組んでいます。必要な行政サービスを維持しつつ、施設に係る維持管理費用や更新費用を削減していくこの取組は、今後の最重要課題です。

また、市の資産や債務の正確な把握と管理、市民への財務情報の「見える 化」等を目的として、地方公会計制度の導入や固定資産台帳の整備に取り組 んできましたが、これらを公共施設の再編や予算編成などに活用することに より、限られた財源の中で、効率的、計画的な行財政運営を行う必要があります。

さらに、アウトソーシングなどの民間活力の活用は効率的で効果的な自治体経営に不可欠です。行政よりも民間が行った方が、行政サービスの向上や経費の節減を図ることができると見込まれるものについては、積極的に民間活力の活用に取り組む必要があります。

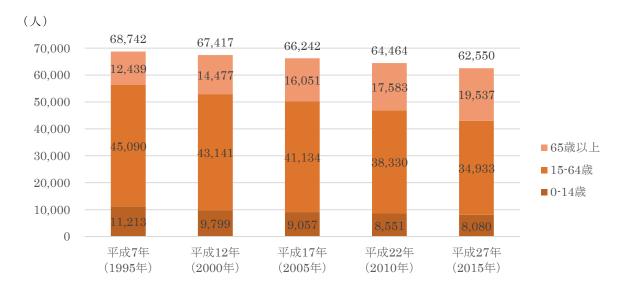
4 本市を取り巻く状況

(1)人口減少と少子高齢化

国勢調査からみる本市の人口は、平成27年(2015年)では62,671人となっており、20年前の平成7年(1995年)から約6,000人の減少となっています。

構成比をみると、年少人口(0-14歳)、生産年齢人口(15-64歳)の割合は減少を続けている一方、65歳以上人口の割合は上昇を続け、少子高齢化が進行しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料:国勢調査 ※総人口は年齢不詳を含みます。

今後も人口減少は進む見込みで、国立社会保障・人口問題研究所によると、 平成72年(2060年)の本市の人口は、約3.6万人と予測されています。

人口減少や少子高齢化は、税収の減少やまちの活力の低下、住民が相互に助け合い、支え合う場となる地域コミュニティの機能の低下につながります。このような状況に対応するため、本市では、「山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成28年(2016年)3月)を策定しました。これに基づき、人口減少を抑制するための本市独自の施策を展開することで、「山陽小

野田市人口ビジョン」(平成28年(2016年)3月)において、将来展望として平成72年(2060年)に約5万人を確保することを目指しています。

このことから、「第二次山陽小野田市総合計画」(平成30年(2018年)3月)においても、市人口ビジョン及び総合戦略を踏まえ、市内外の人々から住みたいまち・住み続けたいまちとして選ばれるよう、まちの魅力の向上を図る施策を実施することにより、計画最終年次である平成41年(2029年)においては、目標人口を58,000人としています。

■人口の見通し



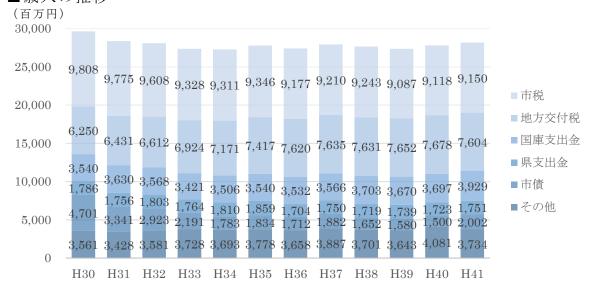
※いずれも、平成27年(2015年)国勢調査結果を基に、本市が独自に推計したものです。この推計に当たっては、年齢構成が必要となるため、年齢不詳の人数(121人)は除いています。

資料:第二次山陽小野田市総合計画

(2) 財政状況

「山陽小野田市財政計画」(平成30年(2018年)2月)では、市の歳入の根幹をなす市税については、生産年齢人口の減少や地価の下落、税制改正等の影響から減少していくと見込んでいます。また、普通交付税については、山口東京理科大学薬学部開設に伴い、学生数が増加する平成35年度あたりまで逓増しますが、その後、人口規模の縮小に伴い、減少に向かうと見込んでいます。

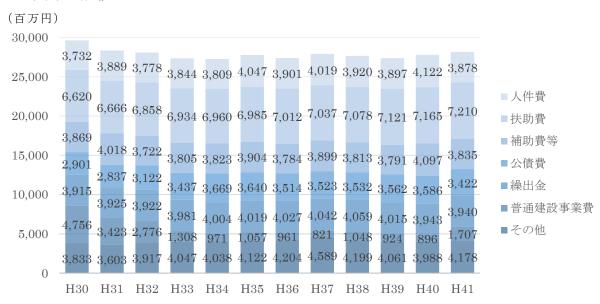
■歳入の推移



資料:山陽小野田市財政計画

歳出においては、合併特例債を活用した大型事業や山口東京理科大学薬学部校舎建設事業にかかる地方債の償還が本格化し、平成32年度(2020年度)以降、公債費が大きく増加することに加え、高齢化を背景に、社会保障関連経費(扶助費)は引き続き増加傾向で推移するものと見込んでいます。また、老朽化した公共施設等の更新や維持管理に関しても、経費の増加は避けられない状況にあります。

■ 歳出の推移



資料:山陽小野田市財政計画

このような中、持続可能な財政運営を行うためには、必要な事業を絞り込む、事業の「選択と集中」を徹底し、人口減少に歯止めをかけるための施策などに、限られた財源を効果的に配分する必要があります。

また、市の歳入の根幹をなす市税について、適正な賦課徴収により増収に 努めるとともに、広告収入やふるさと納税など様々な財源の確保に、今後も 取り組む必要があります。

(3)公共施設の老朽化

本市では、市民ニーズに対応し、市民生活の利便性を向上させるため、小中学校をはじめ、公営住宅、公民館など様々な公共施設を整備してきました。これらの施設の多くは、建設後20年から50年が経過し、老朽化による大規模修繕、更新の時期を迎えていることから、今後、修繕、更新に係る費用は年々増大することが予想されます。

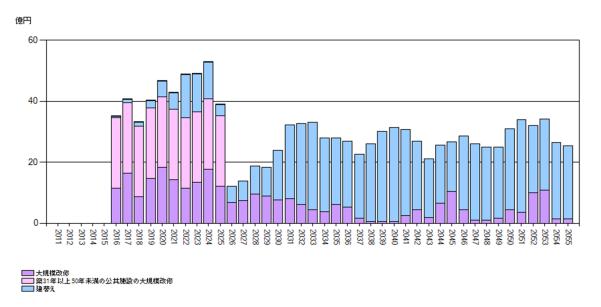
■築年数別の建物延床面積の状況(平成28年度当初時点)

築年数	面積	割合
築 20 年未満	52, 803 m ²	19.3%
築 20 年以上 30 年未満	75, 575 m²	27.6%
築 30 年以上 40 年未満	70, 858 m²	25.8%
築 40 年以上	74, 400 m ²	27. 2%
建築年不明	58 m²	0.1%
合計	273, 694 m ²	100.0%

資料:山陽小野田市公共施設等総合管理計画

こうしたことから、「山陽小野田市公共施設等総合管理計画」(平成29年 (2017年)3月)を策定し、公共施設の総量や年度別の整備状況、公共施設全体の管理に関する基本的な方針をまとめました。その中で、現在の公共施設の規模と量を今後も維持し続ける場合に、今後公共施設の大規模修繕及び更新のために必要な費用について、40年間の合計が約1,225億円、1年当たりの平均は約30億6千万円と見込んでいます。

■公共施設更新費用の試算



資料:山陽小野田市公共施設等総合管理計画

平成21年度(2009年度)から平成27年度(2015年度)までの「その他公共施設」に係る普通建設事業費の平均額は16億5,200万円でしたので、現在の公共施設の規模と量を維持する場合、今後は現在の約1.9倍の費用が必要なこととなります。逆に、現在の普通建設事業費を維持して公共施設の大規模修繕及び更新を行う場合は、保有する公共施設の約54%しか整備ができないこととなります。

一方で、人口減少に伴う税収の減少や少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増加により、今後も厳しい財政状況が予想されることから、公共施設の管理・更新に要する財政負担を軽減する必要があります。

5 基本理念と基本方針

(1)基本理念

行政が果たすべき役割は、将来にわたって持続可能な地域社会を築いていくことです。しかしながら、人口減少に伴う税収の減少や少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増加により、今後も厳しい財政状況が見込まれます。また、地方分権の進展や、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの複雑化・多様化により、行政の権限や責任が拡大しています。さらに、住民が相互に助け合い、支え合う場となる地域コミュニティの機能が低下しています。

このような状況の中、本市は、「第二次山陽小野田市総合計画」において、まちづくりの基本理念を「住みよい暮らしの創造」と設定し、「「住みよさ」が実感でき、子どもからお年寄りまでが「住んでよかった」「住みやすい」と思えるまち」を目指しています。

その実現に向けて、行政には、市民にとって必要な行政サービスへの柔軟な対応が求められる一方、財源や人員などの経営資源が限られる中で、必要な行政サービスを見極め、重点的に経営資源を配分する、経営の視点に立った行政運営が求められます。

そのためには、限られた人員で、市民ニーズに対応できるよう、職員の個々の能力を高めるとともに、やりがいを持ちながら「いいチーム」で働くことができる職場づくりが不可欠です。

しかしながら、行政だけで市民が求める行政サービスに柔軟に対応していくことには、質的にも量的にも限界があります。一方、市民ニーズには、行政でなければ対応できないものもあれば、NPO等の市民団体、企業等の幅広い視点やノウハウにおいて対応し得るものもあります。

そこで、これまでの「行政が事業を単独で行う」、あるいは「行政が事業を 主導する中で市民や民間との連携を図る」を一歩進めて、市民、地域、団体、 学校や大学、企業、行政などが、協力してアイデアを出しながらまちづくり を考え、協力してまちをつくる「協創」の観点を念頭に、将来にわたり持続 可能で、市民ニーズに対応した行政サービスを提供していきます。 「協創」によるまちづくり

広く市民の声を聞き、市民の市政参画を促進する取組を行ってきた、これまでの「協働と参画」を更に一歩進め、市民、地域、団体、学校や大学、企業、行政など、多様な担い手が主体的に行動しつつ、「協力」してアイデアを出しながらまちづくりを考え、「協力」してまちをつくる中で、「住みよい暮らしの創造」を進めていきます。

(2)基本方針

基本理念の達成に向けて、3つの基本方針を選定しました。その基本方針 に沿った施策を、「協創」の観点を念頭に、総合的かつ計画的に推進します。

I 経営的視点に立った行財政運営の推進

「協創」によるまちづくりを行うための基盤づくり

将来にわたり持続可能で、市民ニーズに対応した行政サービスを提供する ためには、経営的視点に立った行財政運営を行う必要があります。

行政内部の事務については事務処理の簡素化、効率化に取り組みます。

減少が見込まれる歳入については、市税の適正な賦課徴収に加え、企業誘致、各種使用料・手数料の見直し、未利用市有財産の売却、広告収入の確保、 サポート寄附金(ふるさと納税)の取組などにより、財源の確保に努めます。

また、増加が見込まれる歳出については、行政評価等を次年度以降の事業に反映させることにより、市民にとって効果的な事業を厳選し、それに財源を配分することで抑制を図ります。

さらに、地方公会計制度の活用により、資産や債務の把握と適正な管理に 努め、特に老朽化が進んでいる公共施設については、適正配置や長寿命化に より、将来的な財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

Ⅱ 行政サービスの質の向上

市民、地域、団体、学校や大学、企業、近隣市など多様な「協創」によるまちづくりの担い手との連携による行政サービスの向上

少子高齢化の進行や、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの複雑化・多様化により、行政サービスの分野は拡大するとともに、専門性が求められるようになりました。

行政サービスの中には、地域、NPO等の市民団体、学校や大学、あるいは企業と連携することで、サービスの質の向上を図ることができるものもあります。民間委託や指定管理者制度を含めたPPP(公民連携)により、積極的に民間能力や資金の活用を図るほか、地域課題の解決については、地域やNPOなどの市民団体、学校や大学と連携して取り組みます。そのためにも、積極的に市の情報を発信し、行政の透明性を図るほか、民間のアイデアを生かす環境をつくります。

さらに、本市単独では提供困難な行政サービスが、近隣市と連携すること で提供可能となるものもあることから、広域連携を推進します。

また、ICT(情報通信技術)やマイナンバーを活用することで、行政サービスの利便性向上と効率化を図ります。

Ⅲ 職員力の強化

「協創」によるまちづくりの担い手であるとともに各担い手を結び つける役割も持つ職員の能力の向上

地方分権の進展や、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの複雑化・多様化により、行政の権限や責任が拡大しています。しかしながら、人口減少が進み、厳しい財政状況が予想される中、職員力の強化が必要です。

今後も、市民ニーズに柔軟に対応した行政サービスを提供するため、職員 の適正配置を図るとともに、人材育成や意識改革により職員の個々の能力を 高めます。また、職員がやりがいを持ちながら「いいチーム」で働くことが できる職場づくりに取り組みます。

6 推進方法

(1)推進体制

次の体制の下に行政改革を着実に推進します。

- ① 行政改革推進プロジェクトチーム 市長、副市長、部長級職員で構成し、行政改革の方針を決定するほか、 行政改革を全庁的な取組として推進します。
- ② 行政改革推進プロジェクト幹事会 課長級職員で構成し、行政改革推進プロジェクトチームに付議すべき 事案を検討、調整します。
- ③ 行政改革推進審議会 学識経験者などで構成し、行政改革内容について、市長の提案に応じ て調査審議し、意見を述べます。

(2) 推進方法(進行管理)

「第一次行政改革プラン」に掲げた各改革項目の取組状況については、毎年度終了後、行政改革推進プロジェクトチームにおいて、取組内容及び進捗状況等を検証するとともに、行政改革推進審議会に報告し、行政の外からの目線に立って、意見を述べていただきます。その結果については、その後の取組に生かすとともに、ホームページ等で公表します。

7 行動計画

基本方針		基本項目	行動計画
1 経営的視	1	業務の効率化	1
点に立った行			2
財政運営の推	2	歳入の確保と歳出	3
進		の見直し	4
			5
			6
	3	資産・債務の適正	7
		管理	8
	4	公共施設の最適化	9
		と適正管理	10
2 行政サービ	1	民間能力・資金の	11
スの質の向上		活用	12
			13
	2	協働のまちづく	14
		り・市政への市民	15
		参画の推進	16
			17
	3	広域連携の推進	18
	4	ICT・マイナン	19
		バー制度の活用	20
3 職員力の強	1	職員の適正配置	21
化			22
	2	職員の能力向上と	23
		意識改革	24
			25